

金城学院大学公的研究費の管理・運営に関する規程

(2008年1月21日制定)

最終改正 2015年2月16日

(目的)

第1条 この規程は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年2月18日文科省研究振興局長通知25文科振第620号)の趣旨に基づき、金城学院大学(以下「本学」という。)における公的研究費の管理・運営についての基本事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(最高管理責任者)

第3条 公的研究費の管理・運営について最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもってあてる。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知し、それらを実施するための必要な策を講じるとともに、第4条に定める統括管理責任者及び第5条に定めるコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の管理・運営が行えるように、適正にリーダーシップを発揮するものとする。

4 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るために、不正防止計画を率先して実施するとともに、その進捗管理を行う。

5 最高管理責任者は、公的研究費を管理する者又は使用する者(以下、「関わる全ての構成員」という。)に対し、公的研究費の適切な管理・運営に関わる意識向上を図るために説明会の開催等必要な措置を講ずるものとする。

6 最高管理責任者は、統括管理責任者又は公的研究費を管理する者に対し、その管理・運営を適切に維持するため必要に応じ、改善の指示をするものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下「統括管理責任者」という。)を置く。

2 統括管理責任者は、大学事務部長をもってあてる。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、不正防止対策の基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 公的研究費の管理・運営について、実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、学部長及び総務部長をもってあてる。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、その状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

5 コンプライアンス推進責任者は、関わる全ての構成員が、適切に公的研究費を管理・使用しているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。

(執行の処理手続)

第6条 公的研究費の使用にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）並びに関係法令、交付機関の定める関係規程及び本学諸規程等に基づき、必要な手続きを行わなければならない。

(相談窓口の設置)

第7条 公的研究費に関する本学内外からの問い合わせ及び相談に応じるために、相談窓口を置く。

2 相談窓口は、総務部総務担当とする。

(誓約書)

第8条 関わる全ての構成員は、最高管理責任者に法令を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(通報窓口の設置)

第9条 本学に、公的研究費の不正な使用に関する通報及び告発（以下「通報等」という。）に応じるための、通報窓口を置く。

2 通報窓口は、大学事務部長をもってあてる。

3 大学事務部長は、通報等を受付けた場合、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

4 通報等受付後の手続きについては、これを別に定める。

(不正防止計画)

第10条 学長室は、本学における公的研究費の管理・運営状況及び研究費の取扱いに関わる不正の発生要因を把握するとともに、具体的な不正防止計画を策定し、当該計画を実施する策を講ずる。

(内部監査)

第11条 公的研究費の管理・運営に関する内部監査は、総務部、財務部及び教育研究支援部を除く部署の役職者のうち、学長が指名した者が行う。

2 内部監査の方法等については、金城学院大学公的研究費の管理・運営に関するガイドラインに定める。

(懲戒)

第12条 公的研究費の不正な使用に関与した専任教育職員、専任事務職員、契約教育職員及び契約事務職員は、金城学院職員就業規則第46条及び47条、金城学院契約職員就業規則第35条及び36条、金城学院服務規程及び金城学院懲戒規程に基づき処分を行う。

(取引業者)

第13条 取引業者は、取引の内容、状況に応じ本学が求めた場合は、所定の誓約書を本学に提出しなければならない。

2 物品等の購入に関して不正な取引に関与した取引業者は、取引停止、契約解除等の措置を講じる。

(改廃手続)

第14条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則 (2008年1月21日常任理事会)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2009年6月1日常任理事会)

この規程は、2009年6月1日から施行する。

附 則 (2015年2月16日常任理事会)

この規程は、2015年2月16日から施行する。